



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例 (33) (空港港湾課) 6
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (34) (会計指導課) 13
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (35) (警察本部警務課) 18

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県港湾管理条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、県が管理している鳥取港の区域のうちボートパークについて、指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

(1) ボートパークの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

ア ボートパークのうち栈橋及び陸上保管施設（以下「特定施設」という。）の利用許可、ボートパークの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。

イ 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。

ウ 開場時間及び休場日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

エ 特定施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこととする。

オ 特定施設の利用料金については、次のとおりとする。

(ア) 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(イ) 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

カ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、特定施設の利用料金を減免しなければならないこととする。

キ 特定施設の利用者は、特定施設の利用を終了したとき又は利用許可を取り消されたときは、自己の負担においてその特定施設を原状に回復しなければならないこととする。

ク 指定管理者は、港湾施設を毀損する者等に対して、ボートパークの利用を拒み、又は行為の中止若しくは退去を命ずることができることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図る等のため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 1件につき147,000円

イ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定 1件につき134,000円

ウ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 1件につき120,000円

エ 汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の承認 1件につき120,000円

オ 汚染土壌処理業の相続の承認 1件につき120,000円

カ 小規模不動産特定共同事業の登録 1件につき60,000円

キ 小規模不動産特定共同事業の登録の更新 1件につき60,000円

ク 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	金額
1戸	1件につき6,000円
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円

10戸以上19戸以下	1件につき10,000円
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円
40戸以上49戸以下	1件につき12,000円
50戸以上99戸以下	1件につき14,000円
100戸以上	1件につき18,000円

ケ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。）

増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	金額
1戸以上4戸以下	1件につき1,000円
5戸以上9戸以下	1件につき3,000円
10戸以上19戸以下	1件につき4,000円
20戸以上29戸以下	1件につき5,000円
30戸以上49戸以下	1件につき6,000円
50戸以上99戸以下	1件につき8,000円
100戸以上	1件につき12,000円

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

- ア 危険物取扱者免状の交付 1件につき2,900円（現行 2,800円）
- イ 危険物取扱者試験の実施
 - (ア) 甲種危険物取扱者試験 1件につき6,500円（現行 5,000円）
 - (イ) 乙種危険物取扱者試験 1件につき4,500円（現行 3,400円）
 - (ウ) 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,600円（現行 2,700円）
- ウ 消防設備士免状の交付 1件につき2,900円（現行 2,800円）
- エ 消防設備士試験の実施
 - (ア) 甲種消防設備士試験 1件につき5,700円（現行 5,000円）
 - (イ) 乙種消防設備士試験 1件につき3,800円（現行 3,400円）
- オ 危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,900円（現行 1,800円）
- カ 消防設備士免状の再交付 1件につき1,900円（現行 1,800円）
- キ 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,700円（現行 16,900円）

(3) 次のとおり手数料の額を引き下げる。

- ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につき67,000円（現行 75,000円）
- イ 高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査（以下「容器検査」という。）及び同法第49条第1項の規定に基づく容器再検査（以下「容器再検査」という。）
 - (ア) 繊維強化プラスチック容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（内容積1リットル以上5リットル未満） 1個につき160円（現行 180円）
 - (イ) 高強度鋼容器（容器検査については内容積30リットル以上500リットル以下、容器再検査については内容積30リットル以上） 1個につき210円（現行 220円）に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円（現行 4円）を加算した額
 - (ウ) 高強度鋼容器（内容積5リットル以上30リットル未満） 1個につき210円（現行 220円）
 - (エ) その他の容器（内容積1リットル未満） 1個につき80円（現行 90円）
- ウ 液化石油ガスの充てん設備の変更の許可 1件につき17,000円（現行 19,000円）に変更に係る充てん設備の数を乗じた額

(4) 農林物資の規格化等に関する法律に基づく事務の手数料について定めた規定中引用する農林物資の規格化等に関する法律の題名等を改める。

(5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

ア (1)カ及びキに関する事項 公布日

イ (2)アからカまでにに関する事項 平成30年5月1日

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部が改正され、風俗営業等に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり手数料の額を改める。

区 分		金 額	
		改 正 後	現 行
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る事務	風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき9,900円	1件につき11,000円
	特例風俗営業者の認定	1件につき13,000円	1件につき15,000円
		同時に複数の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	10,000円
	同時に複数の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可について減じる額	8,700円	8,000円
質屋営業の許可		1件につき22,000円	1件につき25,000円
核燃料物質等の運搬証明書の書換え		1件につき5,400円	1件につき4,600円
銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務	国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可を同時に複数受けようとする場合の2件目以後の許可	1,800円	1,600円
	銃砲又は刀剣類の所持の許可証の再交付	1件につき1,900円	1件につき2,200円
道路交通法に係る事務	駐車監視員資格者証の再交付	1件につき1,800円	1件につき2,000円
	運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,550円、6,600円等	免許の種類等に応じ 1,600円、7,050円等
	運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,750円～6,400円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,700円
	運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,400円又は2,850円	使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円
	仮運転免許証の交付及び再交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
	認知機能検査	1件につき750円	1件につき650円
	認知機能検査を行う者に対する講習	1回につき 800円又は1,400円	1時間につき700円
	技能検定員資格者証の交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
	技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,400円	免許の種類等に応じ 700円～23,100円
	教習指導員資格者証の交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
	教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 600円～14,550円	免許の種類等に応じ 700円～14,600円
	運転技能の再試験	免許の種類等に応じ	免許の種類等に応じ

		1,000円～4,400円	1,050円～4,650円
	運転免許証の更新	1件につき 2,500円又は2,550円	1件につき2,500円
	運転経歴証明書の交付及び再交付	1件につき1,100円	1件につき1,000円
	国外運転免許証の交付	1件につき2,350円	1件につき2,400円
	運転免許の保留等を受けた者に対する講習	1時間につき 750円～4,450円又は 1件につき 500円～12,500円	1時間につき 650円～4,100円又は 1件につき 500円～13,200円
	道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（公安委員会が定めるもの）	1回につき1,800円	1時間につき1,500円
	警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え	1件につき1,800円	1件につき2,000円
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る事務	自動車運転代行業の認定	1件につき12,000円	1件につき13,000円
	自動車運転代行業に係る認定証の再交付	1件につき1,700円	1件につき1,900円
	火薬類の運搬証明書の交付	1件につき2,100円	1件につき2,400円
探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務	探偵業の変更届出証明書の交付	1件につき1,600円	1件につき1,500円
	探偵業に係る届出証明書の再交付	1件につき1,100円	1件につき1,000円

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

条 例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 この条例において、「特定施設」とは、鳥取港の知事が別に定める区域内の港湾施設（以下「ボートパーク」という。）のうち<u>栈橋及び陸上保管施設をいう。</u></u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の4 <u>知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ボートパークに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 特定施設の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) ボートパークの施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、ボートパークの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第2条の5 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p>(開場時間及び休場日)</p> <p>第2条の6 <u>ボートパークの開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第2条の3 略</p>

2 ボートパークの休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開場時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。

(使用等の許可)

第3条 港湾施設の使用（ボートパークの利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(8) 略

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項又は第10条の3の規定により第1項、次項又は第6項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 略

5 知事は、第1項及び前項の許可をする場合において、公益上必要があるときは、その許可に条件を付することができる。

6 特定施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

7 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 第2項第1号から第4号まで、第6号又は第7号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、ボートパークの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

8 指定管理者は、特定施設を利用しようとする者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用許可をしてはならない。

(使用等の許可)

第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1)～(8) 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 略

5 知事は、第1項及び前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。

9 指定管理者は、ボートパークの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(使用期間等)

第4条 港湾施設の使用に係る期間、特定施設の利用に係る期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内（港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内）とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(使用料等)

第5条 略

2・3 略

4 特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

5 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

6 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

7 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者等（使用者及び利用者（利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者等は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取り消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は前3条

(使用期間等)

第4条 港湾施設の使用期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内（港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内）とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(使用料)

第5条 略

2・3 略

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取り消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条

<p>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、指定管理者に対し、利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命ずるよう指示することができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の指示を受けたときは、当該指示に従って利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命じなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項又は前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。</u></p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p><u>第10条の2 指定管理者は、前条第3項に定める場合のほか、ボートパークの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p><u>(利用許可の取消し)</u></p> <p><u>第10条の3 指定管理者は、第10条第3項に定める場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条第3項又は前条の命令に従わないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用許可を受けた特定施設を利用の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。</u></p> <p><u>(4) 第3条第9項の規定による利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(5) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(6) 指定管理者が指定した期日までに利用料金を納付しないとき。</u></p> <p><u>(7) 偽りその他不正の手段により利用料金の徴収を免れたとき。</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのある</u></p>	<p><u>から第8条までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>
---	--

るとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者等は、港湾施設の使用若しくは特定施設の利用を終了したとき又は第9条、第10条若しくは前条の規定により使用の許可若しくは利用許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事(特定施設にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者等は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設の使用をした者

(2)・(3) 略

(4) 次項又は第5項の命令に従わない者

4 指定管理者は、ボートパークにおいて禁止行為をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、ボートパークの利用を拒み、又は当該禁止行為の中止、ボートパークからの退去その他必要な措置を命ずることができる。

5 指定管理者は、利用許可を受けないで特定施設を利用した者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前2条の規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者

(2)・(3) 略

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲

徴収するものとする。

3～5 略

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略	略	
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1年	82,000円

げる金額により算定し、徴収するものとする。

3～5 略

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料		
		単 位	金 額	
岸壁及び物揚場	略	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1年	82,000円	
ポートパーク	鳥取港の marina 港区内に隣接する	長さ8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	6,500円
		長さ8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	65,000円
	鳥取港の marina 港区内に隣接する	長さ6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	7,400円
		長さ6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	74,000円
	使用する	長さ6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	8,200円
		長さ8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	82,000円

					メートル未 満の係留 施設を使 用する場 合	1 区画 につき 1年	99,000円
				鳥取港 のマリ ーナ港 区内の 陸上保 管施設 を使用 する場 合	長さが6 メートル 未満の船 舶用の陸 上保管施 設を使用 する場合	1 区画 につき 1月	3,700円
					長さが6 メートル 以上8メ ートル未 満の船舶 用の陸上 保管施設 を使用す る場合	1 区画 につき 1年	37,000円
				略	長さが8 メートル 以上の船 舶用の陸 上保管施 設を使用 する場合	1 区画 につき 1月	5,000円
					長さが8 メートル 以上の船 舶用の陸 上保管施 設を使用 する場合	1 区画 につき 1年	50,000円
				略	長さが6 メートル 以上8メ ートル未 満の船舶 用の陸上 保管施設 を使用す る場合	1 区画 につき 1月	6,300円
					長さが8 メートル 以上の船 舶用の陸 上保管施 設を使用 する場合	1 区画 につき 1年	63,000円
略				略			
2 略 備考 略				2 略 備考 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第2条の4の規定による指定及び新条例第2条の6第1項若しくは第2項又は第5条第5項若しくは第7項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県港湾管理条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77の11) 略</p> <p>(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につき<u>67,000円</u></p> <p>(78)～(79の5) 略</p> <p><u>(79の6) 廃棄物処理法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 1件につき147,000円</u></p> <p><u>(79の7) 廃棄物処理法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定 1件につき134,000円</u></p> <p>(80)～(92の5) 略</p> <p><u>(92の6) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 1件につき120,000円</u></p> <p><u>(92の7) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の承認 1件につき120,000円</u></p> <p><u>(92の8) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認 1件につき120,000円</u></p> <p>(92の9) 略</p> <p>(93)～(115) 略</p> <p>(116) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき<u>2,900円</u></p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,500円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,500円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77の11) 略</p> <p>(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につき<u>75,000円</u></p> <p>(78)～(79の5) 略</p> <p>(80)～(92の5) 略</p> <p>(92の6) 略</p> <p>(93)～(115) 略</p> <p>(116) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき<u>2,800円</u></p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>5,000円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>3,400円</u></p>

- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,600円
- (118)・(119) 略
- (120) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき2,900円
- (121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,700円
- イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,800円
- (122)・(123) 略
- (124) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,900円
- (125) 略
- (126) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付 1件につき1,900円
- (127)～(146) 略
- (147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>160円</u>
(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
(1) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器	1個につき <u>210円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>
(3)・(4) 略	略

- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき2,700円
- (118)・(119) 略
- (120) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき2,800円
- (121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,000円
- イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,400円
- (122)・(123) 略
- (124) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,800円
- (125) 略
- (126) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付 1件につき1,800円
- (127)～(146) 略
- (147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>180円</u>
(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
(1) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器	1個につき <u>220円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
(3)・(4) 略	略

4 その他の容器	
(1)～(5) 略	略
(6) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>160円</u>
(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
(1) 内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>210円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>
(3)・(4) 略	略
4 その他の容器	
(1)～(6) 略	略
(7) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>

(149)～(166) 略

(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の数を乗じた額

4 その他の容器	
(1)～(5) 略	略
(6) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>180円</u>
(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
(1) 内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>220円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
(3)・(4) 略	略
4 その他の容器	
(1)～(6) 略	略
(7) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(149)～(166) 略

(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 貯蔵施設又は特定供給設備 1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額

(168)～(204) 略

(205) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定に基づく認証（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。次号において同じ。） 1件につき26,000円

(205の2) 日本農林規格等に関する法律第11条第1項の規定に基づく認証 1件につき20,000円

(206) 日本農林規格等に関する法律第21条第1項の規定により定めた業務規程に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(206の2)～(301の2) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,700円

(303)～(314) 略

(314の2) 略

(314の3) 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 1件につき60,000円

(315) 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新 1件につき60,000円

(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1戸	1件につき6,000円
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円
10戸以上19戸以下	1件につき10,000円
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円
40戸以上49戸以下	1件につき12,000円
50戸以上99戸以下	1件につき14,000円
100戸以上	1件につき18,000円

(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項

イ 充てん設備 1件につき19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額

(168)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。次号において同じ。） 1件につき26,000円

(205の2) 農林物資の規格化等に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき20,000円

(206) 農林物資の規格化等に関する法律第17条の7第1項の規定により定めた業務規程に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(206の2)～(301の2) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき16,900円

(303)～(314) 略

(315) 略

の規定に基づく登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。） 次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 戸以上 4 戸以下	1 件につき 1,000 円
5 戸以上 9 戸以下	1 件につき 3,000 円
10 戸以上 19 戸以下	1 件につき 4,000 円
20 戸以上 29 戸以下	1 件につき 5,000 円
30 戸以上 49 戸以下	1 件につき 6,000 円
50 戸以上 99 戸以下	1 件につき 8,000 円
100 戸以上	1 件につき 12,000 円

(315の4) 略

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(315の12) 略

(315の13) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行わせる場合における前項第315号の2及び第315号の3の手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行う者

(315の2) 略

(315の3) 略

(315の4) 略

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項中第315号を第314号の2とし、同号の次に2号を加える改正規定 公布の日

(2) 第2条第1項第116号、第117号、第120号、第121号、第124号及び第126号の改正規定 平成30年5月1日

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき <u>9,900円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき <u>13,000円</u> (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、<u>10,000円</u>)</p> <p>(9)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,700円</u>を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(15の6)～(15の15) 略</p> <p>(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき <u>22,000円</u></p> <p>(17)～(20) 略</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき <u>5,400円</u></p> <p>(22)～(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき <u>15,000円</u> (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、<u>11,700円</u>)</p> <p>(9)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,000円</u>を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(15の6)～(15の15) 略</p> <p>(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>(17)～(20) 略</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき <u>4,600円</u></p> <p>(22)～(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円</p>

(同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円)

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき 1,900円

(28)～(31の7) 略

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき 1,800円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>6,600円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,100円</u>
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略

(同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,600円)

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき 2,200円

(28)～(31の7) 略

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき 2,000円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>7,050円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,400円</u>
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略

(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,350円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,100円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,550円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,200円</u>
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験		3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略	(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,050円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,500円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,600円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,950円</u>
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(2) 略	略	(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験		5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97	1件につき <u>1,700円</u>	(1) 道路交通法第97	1件につき <u>1,750円</u>

<p>条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 略 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 略 略</p> <p>イ ア以外の場合。1件につき<u>4,800円</u></p> <p>6 仮運転免許に係る試験</p> <p>(1)・(2) 略 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。1件につき<u>4,350円</u></p> <p>イ ア以外の場合。1件につき<u>2,900円</u></p>	<p>条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 略 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 略 略</p> <p>イ ア以外の場合。1件につき<u>4,550円</u></p> <p>6 仮運転免許に係る試験</p> <p>(1)・(2) 略 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。1件につき<u>4,400円</u></p> <p>イ ア以外の場合。1件につき<u>2,850円</u></p>
<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき<u>6,400円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき<u>3,900円</u></p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき<u>4,550円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき<u>3,750円</u></p> <p>(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき<u>2,850円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1件につき<u>1,400円</u></p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転</p>	<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき<u>6,700円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき<u>4,050円</u></p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき<u>4,750円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき<u>3,850円</u></p> <p>(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき<u>3,000円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1件につき<u>1,450円</u></p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転</p>

免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150

ロ

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150

ロ

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき750円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき800円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,150円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>13,050円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,500円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	<u>2,500円</u>

免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100

ロ

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100

ロ

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 1時間につき700円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,100円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,100円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>13,150円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,450円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	<u>2,450円</u>

の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を 除く。)	
6 4の項及び5の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>5,500円</u>
7 技能検定の実施に 関する知識の審査を 免除される者	<u>2,350円</u>
8 自動車の運転技能 の評価方法に関する 知識の審査を免除 される者	<u>1,800円</u>

の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を 除く。)	
6 4の項及び5の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>5,450円</u>
7 技能検定の実施に 関する知識の審査を 免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能 の評価方法に関する 知識の審査を免除 される者	<u>1,750円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,700円 (次の表の左欄に掲げる者である場合
にあつては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合
にあつては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必 要な自動車の運転技能 の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を 除く。)	<u>1,250円</u>
2・3 略	略
4 道路交通法第108条 の28第4項に規定す る教則の内容となってい る事項の審査を免除 される者(6の項に掲 げる者を除く。)	<u>2,000円</u>
5 自動車教習所に関 する法令についての知 識の審査を免除され る者(6の項に掲げる 者を除く。)	<u>2,000円</u>
6 4の項及び5の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7 技能検定の実施に 関する知識の審査を 免除される者	<u>2,650円</u>
8 略	略

区分	金額
1 技能検定員として必 要な自動車の運転技能 の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を 除く。)	<u>1,300円</u>
2・3 略	略
4 道路交通法第108条 の28第4項に規定す る教則の内容となってい る事項の審査を免除 される者(6の項に掲 げる者を除く。)	<u>1,950円</u>
5 自動車教習所に関 する法令についての知 識の審査を免除され る者(6の項に掲げる 者を除く。)	<u>1,950円</u>
6 4の項及び5の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>4,250円</u>
7 技能検定の実施に 関する知識の審査を 免除される者	<u>2,500円</u>
8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
19,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合
にあつては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
19,650円 (次の表の左欄に掲げる者である場合
にあつては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,550円
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,000円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,000円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,300円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,900円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,050円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,550円
4・5 略	略

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,150円

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,600円
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,950円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,950円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,250円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,100円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,750円
4・5 略	略

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,100円

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,550円
 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>7,800円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,300円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,600円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,600円</u>
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,500円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,650円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,250円</u>

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,600円
 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,350円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>7,850円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,550円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,550円</u>
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,400円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,300円</u>

2	技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
3	略	略
4	学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5・6	略	略
7	5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,750円
8	教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,250円

2	技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
3	略	略
4	学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,100円
5・6	略	略
7	5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,700円
8	教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 11,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,550円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,850円
8 略	略

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,600円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,250円
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,200円
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,800円
8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき 12,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき 12,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、

同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,150円</u>
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,400円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>
2 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,550円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について	1件につき <u>3,100円</u>

同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,450円</u>
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,650円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>2,000円</u>
2 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,850円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について	1件につき <u>3,300円</u>

行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,650円</u>
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,050円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,500円

ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合 1件につき2,550円

イ ア以外の場合 1件につき2,500円

(43の2) 略

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,100円

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,000円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,100円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,000円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,350円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,400円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>1,950円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき <u>4,450円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通	1時間につき <u>3,500円</u>

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,100円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通	1時間につき <u>3,400円</u>

自動車免許を受けている者に対するものを除く。)		自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	
(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>	(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習		5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>	(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) 略	略	(2) 略	略
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>	6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
7 略	略	7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>	8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>	9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1)～(4) 略	略	(1)～(4) 略	略
(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>	(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,400円</u>
11 略	略	11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)		12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,100円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>4,650円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,000円</u>

13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）		13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの		(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>7,950円</u>	ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>7,550円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>5,100円</u>	イ ア以外のもの	1件につき <u>4,650円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの		(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>4,450円</u>	ア 個人指導を含むもの	1件につき <u>4,300円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>2,250円</u>	イ ア以外のもの	1件につき <u>2,000円</u>
14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）		14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,800円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,650円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,350円</u>	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,400円</u>
15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) (1)以外のもの	1件につき <u>12,500円</u>	(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,200円</u>
16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき <u>2,000円</u>	16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき <u>1,900円</u>

	<p>17 <u>道路交通法第108条</u> <u>の2第2項に規定する</u> <u>講習</u> <u>(1) 加齢に伴って生</u> <u>1回につき2,650円</u> <u>ずる身体の機能の低</u> <u>下が自動車等の運転</u> <u>に影響を及ぼしてい</u> <u>ると認められるかど</u> <u>うかの確認及びその</u> <u>結果に基づく指導を</u> <u>行うものであって、</u> <u>公安委員会が定める</u> <u>もの</u> <u>(2) 道路交通法施行</u> <u>1時間につき1,500円</u> <u>令第37条の6の2第</u> <u>1号に規定する国家</u> <u>公安委員会規則で定</u> <u>める基準に適合する</u> <u>もの</u></p>
<p>(45の2) <u>道路交通法第108条の2第2項の規定に</u> <u>基づく講習の実施</u> <u>次に掲げる区分に応じ、それ</u> <u>ぞれに定める額</u> <u>ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動</u> <u>車等の運転に影響を及ぼしている</u> <u>と認められる</u> <u>かどうかの確認及びその結果に基づく指導を行</u> <u>うものであって、公安委員会が定めるもの</u> <u>1</u> <u>回につき2,650円</u> <u>イ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規</u> <u>定する国家公安委員会規則で定める基準に適合</u> <u>するものであって、公安委員会が定めるもの</u> <u>1回につき1,800円</u> (46)～(55) 略 (56) <u>警備業法第22条第5項（同法第42条第3項に</u> <u>おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく警</u> <u>備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管</u> <u>理者資格者証の書換え</u> <u>1件につき1,800円</u> (57)～(60) 略 (60の2) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関す</u> <u>る法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の</u> <u>認定</u> <u>1件につき12,000円</u> (60の3) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関す</u> <u>る法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交</u> <u>付</u> <u>1件につき1,700円</u> (60の4)～(63の2) 略 (64) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19</u></p>	<p>(46)～(55) 略 (56) <u>警備業法第22条第5項（同法第42条第3項に</u> <u>おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく警</u> <u>備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管</u> <u>理者資格者証の書換え</u> <u>1件につき2,000円</u> (57)～(60) 略 (60の2) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関す</u> <u>る法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の</u> <u>認定</u> <u>1件につき13,000円</u> (60の3) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関す</u> <u>る法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交</u> <u>付</u> <u>1件につき1,900円</u> (60の4)～(63の2) 略 (64) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19</u></p>

<p>条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>(65)～(68) 略</p> <p>(69) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき<u>1,600円</u></p> <p>(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき<u>1,100円</u></p> <p>2 略</p>	<p>条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき<u>2,400円</u></p> <p>(65)～(68) 略</p> <p>(69) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき<u>1,500円</u></p> <p>(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき<u>1,000円</u></p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。